平成２６年（フ）第１１９６号
京都市上京区六軒町通一条上る若松町346番地　スイートクラブ201号
債務者　松野　美里（旧姓中矢・奥田）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９８号
京都市下京区柳馬場通松原下る忠庵町309番地　シャトー庵７－Ａ
債務者　奥田　　守
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２７号
京都市右京区嵯峨野秋街道町16番地の32
債務者　田附　郁二
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５３号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目東入西上之町278番地　メゾンドール御前201号
債務者　吉岡　愛子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５４号
京都市東山区本町15丁目794番地　養護老人ホーム洛東園
債務者　髙岡　種子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５５号
京都市伏見区竹田真幡木町90番地　シギハイツ竹田201号
債務者　矢野　　裕
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６０号
京都市右京区西京極西衣手町34番地　ヤサカ西京極社宅
債務者　大保　順司
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６１号
京都市中京区壬生馬場町19番地３　デトム・ワン二条城南303号室
債務者　上崎かづこ（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０６０号
神戸市垂水区美山台１丁目６番26―201号
債務者　白鳥　夏海
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４４号
大阪府守口市梶町１丁目20番１―508号、前住所大阪府守口市佐太東町１丁目43番23号
債務者　樋口　広宣
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３８号
大阪府高槻市郡家新町25番11号
債務者　垣内　幸恵
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８７号
大阪府八尾市志紀町１丁目142番地　ハイグレード志紀401号
債務者　田村　信夫
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１０９号
大阪府東大阪市東山町13番37号、前住所大阪府東大阪市西石切町１丁目４番19号
債務者　西口　博子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１７号
大阪市平野区長吉六反３丁目６番32号　サングレール303号
債務者　鈴木　康弘
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２５号
大阪市生野区新今里４丁目８番５号　サンフィールド今里308号
債務者　深江久美こと　玄　　久美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４４号
大阪府寝屋川市国松町14番１―121号
債務者　俵内　信子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部